

平成 16 年 8 月 31 日

第 1 3 回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:05)

森田会長 定刻を過ぎましたので、第13回「文の京」の区民憲章を考える区民会議を開会いたします。今日は、これまで検討してまいりました区民憲章に盛り込むべき内容の最終的な確認をいただき、「『文の京』」の区民憲章に関する最終報告」として煙山区長に提出したいと考えております。

それでは、まず、最初に、本日の委員の出席状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

久住幹事 本日の委員のご出欠でございますが、高北委員及び上田委員から、ご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。なお、本日の区長への「最終報告」の提出の模様を広報課で写真撮影したいとのことでございますので、ご協力をおねがいいたします。また、本日の記録は、要点筆記といたしますが、参考として録音させていただきます。

森田会長 それでは、お手元の次第に基づき進めてまいります。

まず、次第の2、「『文の京』の区民憲章に関する最終報告について」でございますが、この「最終報告」につきましては、前回、第12回会議でのご意見等をふまえ、私と斎藤副会長、事務局で責任をもって調製し、事前に委員の皆さまにお送りいたしましたものです。また、事前に委員の方から寄せられた意見につきましては、その意見をふまえて最終案を決定したものでございます。

これを区長に提出するわけでございますが、この最終報告がどのような経緯でこのような形になったのかを事務局から報告願います。

久住幹事 事前にお配りした冊子で、二箇所チェック漏れがありました。恐れ入りますが、ご訂正ください。一箇所目は、2ページ(1)内容の表記方法について の 2行目、「基本理念」となっておりますが、前回の会議で、2章のタイトルが「この条例の自治の理念と基本原則」と変わりましたので、この部分をそのように訂正をお願いいたします。

それから、二箇所目は、32ページの表の中の一冊下、「第13回全体会」の主な審議内容等の説明の「2」が「答申」となっておりますが、「『文の京』の区民憲章の最終報告」の提出という形で訂正をお願いいたします。

それと、前回、前々回の区民会議の意見をもとに修正をしたわけですが、大きなところでは、「住所を有する区民についての規定をもっと明確にすべきではないか」とのご意見がありましたので、これにつきましては、地方自治法に明記されている「住民」という表現を使用しました。それから、7-4-3の「協働・協治推進のしくみ」については「もっと具体的なイメージが湧くような表現がいいのではないか」とのご意見もありましたので、「区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて、多様な取り組みをすすめるための協働・協治の仕組みをつくります」という表現に直しました。

森田会長 それでは、この報告書を本日、煙山文京区長に提出することといたしますが、よろしいでしょうか。

委員各位 はい

森田会長 よろしゅうございますね。それではそのように決定いたします。

久住幹事 それでは、区民会議を代表して森田会長から、「『文の京』の区民憲章に関する最終報告」を煙山区長に提出をお願いいたします。

森田会長 13回にわたって検討してまいりましたが、報告書がまとまりました。平成15年6月20日、検討の依頼を受けた「文の京」の区民憲章に盛り込むべき内容等について、別添のとおり報告いたします。

(最終報告の提出)

煙山区長 ありがとうございます。

ただいま、「『文の京』の区民憲章を考える区民会議」会長の森田朗先生から、委員の皆様のご検討の結果として、「『文の京』の区民憲章に関する最終報告」をちょうだいしました。

森田会長、斎藤副会長はじめ委員の皆様には、1年2ヶ月という長期間に渡り、全体委員会13回、小委員会2回というハードなスケジュールにもかかわらず、文京区区民憲章（自治基本条例）に盛り込むべき内容についてご検討いただいたことを、まず御礼申し上げます。

私は、平成11年に区長に就任して以来、一貫して、区民の視点に立った、「開かれた区政」と「区民参画」を柱とする区民が主役の区政の実現に取り組んでまいりました。

平成11年10月には、「文京区基本構想審議会」を設置し、多くの区民の皆さんの参画のもとで審議を進めていただき、13年7月に、「文の京」の明日を創る「文京区基本構想」を策定いたしましたところでございます。

基本構想審議会からいただいた「答申」の「おわりに」においては、区政全般の基本姿勢を明確に示し、区民の権利義務、区議会及び行政の役割・責務などを規定するために、基本構想とは別に、文京区区民憲章（自治基本条例）を定める必要があるとのご提言をいただきました。

そこで、森田先生、斎藤先生のご協力をいただきまして、区民憲章の策定に向けた検討を開始し、本日、「『文の京』の区民憲章に関する最終報告」をいただくこととなった次第であります。

ご案内の通り、この区民憲章策定の大きな背景の一つとして、地方分権の進展が挙げられます。平成12年の地方分権一括法によって、国と地方は対等・協力の関係になりました。つい先日、8月19日には、いわゆる「三位一体」の改革を進めるべく、全国知事会など地方6団体が総額3兆2300億円の国庫補助負担金削減案をまとめるなど、注目すべき動きが続いております。

いずれにしましても、今後も地方分権が一層進展することは確実であります。文京区においては、この度の「最終報告」で提唱された、「協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的、自律的に活動を行う」というガバナンスの考え方が豊かな地域を作るためには重要なこととなると考えております。

私は、本日いただいた「『文の京』の区民憲章に関する最終報告最終報告」をもとに、条例案を作成いたしました。平成 17 年 4 月施行を目指して区議会に提案してまいりたいと存じます。

「『文の京』の区民憲章を考える区民会議」は、本日、最終報告をいただいたことによりその活動をおえることとなりますが、森田会長、斉藤副会長、そして、各委員の皆様には、今後とも文京区の発展のために、一層のご理解とご協力をいただければ幸いと存ずる次第であります。

はなはだ簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本当に、長期にわたりご検討をいただき、ありがとうございました。

森田会長 それでは、これを持ちまして、「『文の京』の区民憲章を考える区民会議」を閉じさせていただきます。皆さま、大変長い間ご協力いただき有難うございました。

「閉 会」(18:50)